

甲南大学 総合研究所報

甲南大学総合研究所

神戸市東灘区岡本8-9-1 電話(078)431-4341

第14回公開講演会 「中央と地方の文化」

講師 国立放送教育開発センター研究員、イリノイ大学教授 デビット・D・プラーズ

総合研究所は1991年12月6日午後3時から10号館1階1012号講義室でデビット・D・プラーズ氏を招き、第14回公開講演会を開催した。氏は、初代甲南イリノイセンター（現国際交流センター甲南イリノイプログラム）所長として、甲南大学に滞在され、本校の国際交流の基盤をつくりあげた方のひとりである。日本通のアメリカ人文化類学者の目から見た、日本の中央と地方社会について日本語で講演された。当研究所でも現代日本社会論研究が平成4年度発足の研究課題として決定したが、今後の研究活動が期待される。以下はその講演要旨である。



講演要旨

「甲南大学からの講演のご依頼にNoと言えるアメリカ人という態度はとれない、というよりも早速Yesと答えました。なぜなら、甲南大学にはお世話になりばなしでこの阪神間は私の第二の故郷とされているのですから」。流暢な日本語でユーモアたっぷりの講演ははじめられた。氏のお人柄の反映したちゃめっ気たっぷりのことばのオブラートにつつまれた講演のなかには、氏の博学ぶりや鋭い視察・洞察が伺われる。

冗談好きの私は、身のまわりのこっけいなものを捜しだし観察する癖がある。20世紀もおわりの今の時代に人間の手で造られたこっけいなものをふたつ

だけ選ぶとしたら「S・S」となる。「申請書」と「説明書」である。両方ともユーザーの便宜を図る目的のもので、何か役にたつと期待する。しかし現実では何らかの形でトラブルがおこる。たとえば「説明書」。説明書は全部の機能をカバーすることはできないしできない。これほど説明していることが物足りないのに、どうして説明書を書いた人間はあれほど命令的態度をとっているのか。別に従わなくてもよいのではないか。私などはすぐにほうり出してしまい、いろいろ押ししてみたり触ってみて初めて操作がわかるのである。つまり、いくら自由主義行政といっても、いくら最先端テクノロジーといっても、現在の社会文化システムはユーザー原理ではなく、メーカー原理に基づいて動いているのだ。サービス産業はたいへん進んでいるといわれているが、そのシステム全体は要求者のためではなく供給者側のために働いている。システムそのものをユーザーフレンドリーにつくりなおすこと、それが20世紀末の我々にとって最優先プログラムであろう。

現在、私は千葉の幕張メッセの近くに住んでいる。先日、ここで『1991. 東京モーターショー』が開催された。幕張なのになぜ東京と名づけるのかといえ、東京＝最先端にたっていると考えられているからだろう。東京に住む友人たちは私にしょっちゅう

「千葉って遠いところに住んでいるね」と言う。これも中央と地方の文化的やりとりの例であろう。さて、今年で29回目のショーのテーマは『発見・新関係——人・車・地球——』であった。このスローガンを宣言しながら、一方では「幕張メッセはパーキングスペースがあまりないので、マイカーは使わないで電車などのご利用をお願いします」とメーカー原理の弁を述べていた。大ホールに展示されていたのは機械と部品だけ。車と人との新関係の発見とは、セールスマンとコンパニオンガールくらい。これは一体どういう新関係なのか。ようやく見つけたのは、廊下の壁に貼ってあった幼稚園児たちの絵だった。車とそのパワーに関する絵は男児たちに多く、女兒たちは車を家庭生活の延長線上においていた。大ホールの大人たちと違ってカーオンリー指向はあまりなかった。しかし、彼らも大きくなるにつれて大人たちの考え方に従っていくのか、それとも世代の移り代わりによってユーザー原理システムの担い手になるのか……。全世界的に自動車は、ユーザー原理自由制の強いシンボルやメタファーになっていると思うのだが。

文化という概念についての学説はさまざまだが、プロセスとしての文化に関するイメージについて今回は触れたい。プロセスとしての文化は偉大なるカンパーションである。全社会あげての大話し合い大会、討論会のようなものである。この討論会の話題はさまざまで、そのひとつに“我々はどうな人間になりたいか、そのためにどんな社会システムがあってほしいか”というものがある。ユーザー原理システムはそのなかの一部であり、中央と地方の関わりあいもそのなかに属するのである。朝日新聞の見出しを借りれば、中央と地方の課題は「東京の不満・地方の不安」となる。これは東京のかわりにワシントンやパリ、ベルリンをいれても大した違いに

はならない。中央と地方の関わりは、アメリカでも日本でも、地方で不安に思うことは中央の不満が実際に向いていないということである。偉大なるカンパーションのなかで、中央のほうは地方が一人前のパートナーつまりイコールパートナーとして取り扱ってくれないということである。極端に言えば、中央の耳が外国にしか向いていないということである。アメリカの地方でもニューヨークやワシントンに対して同様である。アメリカでも日本でも最近の傾向として、地方からのメッセージはよその国とグローバルパートナーシップを組んで行動している。しかし、国内の事態もイコールパートナーにすることが最優先課題ではないか。東北の地方をまわってみて不安の表現のひとつは、「どうも東京は外国より遠くなりました。」この不安は東北だけではないだろう。3年ほど前に国のほうから「ジェット」という全国的に学校の英語教師をアシストする外国人を派遣するというプログラムで活動を開始していた。東京を通さずに直接外国に派遣要請をして導入したのだ。また、先程独立したバルト海沿岸のリトアニアは、最初の対外交流の相手として岩手県久田市を選んだ。おそらく日本全国で似たような例が見られるだろう。地方の活性化が叫ばれているが、活性化すべきなのは中央ではないか。このままだとメーカー原理システムのままである。

マスコミは連日自然環境崩壊について騒いでいるが、文化環境の崩壊も重要な問題である。先の文化プロセス論でいえば、偉大カンパーションのなかで交換するのは言葉だけではなく、人間的信頼感も交換する。その交換が凍結してしまうと、当然基本的社会組織も動けなくなる。サンゴ環礁や熱帯森林と同様に、文化環境も壊れやすいものだと思う。これは今回の講演会の宿題である。

平成3年度研究活動中間報告

「アジア研究—文化の多様性と現代化—」

(研究課題No.32)

久武 哲也

現代のアジア世界は経済的な変動のみならず、政治的にも、そして社会的にも世界で最も急激な変化に直面している地域のひとつであるといえよう。こうした大きな変革の趨勢の中で、アジアの諸地域の

「現代化」への対応の形態は様々であり、「多様性の中の統一」という民族国家の唱える統合の理念もいったん民衆のレベルにまでおり立ってみれば、そこに様々の対立と矛盾を抱え込んでいる。「持続可能な開発」という経済開発の戦略構想も、国内的条件の整備と海外からの技術援助、そして投下される開発資本との調整という面では充分に対応しきれて

はない。文化的伝統やそれを支えてきた生業の体系自体も、「現代化」という過程の中で、民族的なアイデンティティの強化の支えになるのか、あるいは解体すべき障害であるのかという選択を緊急の課題として迫られている地域もある。こうした具体的な対応の違いや対立の様相、そして具体的選択の場面といったものは、現地の変動する条件の中においてより具体的に観察していく必要がある。

本研究班は、こうした変動しているアジアの社会の実態を具体的な調査を通して報告・議論するということを目的に初年度の活動を行ってきた。

第1回（4月25日〔木〕）は、研究班の全員が集まり、今後の調査や報告の日程、時間的調整等の研究計画上の問題を検討した。

第2回（6月6日〔木〕）、M. L. シュレスタ（龍谷大学非常勤）による「ネパール社会の現状と課題」の報告があり、民族的、言語的、宗教的多様性を保持しながら、しかも封建的制度を残存させたまのネパールの社会構造の中で、圧倒的な農業人口を救済する方策としての農地改革は進展せず、産業部門における6次に及ぶ経済計画も、行政の腐敗や質的に高い労働力の決定的不足状況、さらにはインフラ整備の立ち遅れなどのため挫折していった過程、そしてインドや日本との不均衡な貿易構造、政治的な民主化の進展と開発戦略との対応など、現在のネパールの抱える問題の実態と将来の開発に向けての alternative strategy の方向性が詳細に報告された。

第3回（7月25日〔木〕）中田睦子（甲南大学非常勤）による「華南農村の社会経済復興と華僑ネットワーク」の報告。1978年の「開放と改革政策（第11期3中全会）以降の人民公社の解体と、広東・福建を中心とする経済特別区の設定によって、華南地方には海外華僑による投資や援助が増大し、さらに香港と広東との経済的統合の進行とも相まって東アジア沿海部における有力な経済圏が現在形成されつつある。こうした華僑の持つ血縁的、地域的關係を基盤にした経済的ネットワークは中国において新しい企業経営形態を作り出しており、さらに華南と台湾との経済的なリンケージの形成にも大きく貢献してきている。こうした新しい経済圏を形づくの中で、文革の中でいったん否定されてきた宗族組織の再評価そして宗祠や墓地さらに村廟などの修復を通して伝統文化の復興機運が見られることなど興味深い指摘が行われてきた。

第4回（10月17日〔木〕）堀直（文）による「新

疆の遊牧民」は、中央アジアの新疆放牧民の現状に関しての報告であり、中国の「四化」政策のもと、農業への移行が積極的におし進められ、伝統的にこれまで持っていた移動手段やその装備の機械化、そして水資源のポンプ井戸化など、新しい政策への対応の中で、遊牧民は次第に定住生活へと移行しつつあり、さらに開放経済政策の中にあってこれまで伝統的に遊牧社会を支えてきた「搾乳文化」も消滅しつつある。そして放牧は肉獣飼育としての「定着放畜」の形態に推移していることなどの報告があった。それは伝統的な放牧民の文化が「歴史化」しつつあるということでもあろう。

第5回 藤巻正己（天理大学）の「東南アジアの都市スクワッター社会」の報告は、主としてマレーシアとインドネシアの都市に居住するスクワッターの実態を現地調査の事例に基づいて分析するものであった。いわば都市経済のフォーマル・セクターに参入できない都市貧困層が都心周辺の再開発地区や鉄道沿線沿いに居住し、いわゆる「不法」居住者でありながらも、都市経済のインフォーマル・セクターでは重要な役割と機能を持ち、そして独自の組織と政治的勢力を形成しつつある。とくに農村部からの流入人口に対しての重要なバイパスを形成している実態、そしてこうした流動化する人口構造の中で、現実に政治的な役割をも果たしていることなど、興味深い指摘が行われてきた。

第6回 野間晴雄（滋賀大）「バングラデシュデルタ開発から農村へ」の報告は、バングラデシュと日本との「農業及び農村開発に関する共同研究（JSARO）」のプロジェクトに従事した経験を基に行われた。バングラデシュのベンガルデルタの開発がいわゆる「農学的適応技術」を通して土地生態環境の多様な開発プログラムを持っていること。しかし、開発のプログラムとしては、地方行政制度の面でインフラ投入のための地域的単位が現実的にはユニオン（Unionの町）と Mouza（村）レベル、そして血縁的色彩の強い Para（小集団）などの間で相互にその規模と役割が異なっておりをえないうこと、そしてさらに JSARO でもユニオンを中心とした<中規模・官民中間型>の農村開発を目指して現在実験的な取組みを行なっていることなど、現在進行形にある開発プロジェクトの報告がなされた。

初年度はこの様に6回の会合と報告を持つことができたが、これらの報告に共通してみられるのは、アジアの諸地域で現実に進行している経済的な開発

プログラムや社会構造の変動の過程の中であって、現場の実態は実に多様な手段や方法で、「現代化」に対応していることであり、さらにひとつの政治的決断、ひとつの経済的開発プログラム、ひとつの社会—教育方針というものだけでは対処しきれない多くの矛盾と問題点を国内的にも対外的にも抱えているということである。

そして注目すべき点は都市と農村とを問わず、流動化する人口構造の中で、それぞれの地域の民族集団の持ってきた伝統的な文化を介しての凝集力が、開発、近代的技術の導入、政治的革新というプログラムの中で、今なお一定の役割と政治的・経済的意義を保持しているということであろう。それは、アジアのどの地域を取り上げても経済開発のプログラムの中で<中間技術>、<官民中間型>、<中規模開発>といった構構が核となって、組織化されている現実とも対応している。

それは、「現代化」の問題が基本的に、従来の<近代化>の開発戦略と異なった側面の問題を含み込んでいることを意味している。こうした課題と問題点をふまえて、次年度以降も議論を深めていきたいと考えている。

19世紀イギリスの思想・文化・社会 (研究No.33)

高橋哲雄

1

私は今年はいじめて研究チームの世話役になり、したがってはいじめて報告書の執筆を求められた。そして1年で「中間報告」を書かねばならぬことを知った。

どういう事情でそうなったかは知らぬが、一年で報告書を書けというのはいかにも気忙しすぎる。しかもペラ15枚書けというのである。よくまあこれまでチーム・リーダーから苦情が出なかったものとおどろいている。アメリカ流にすぐ結果を出せという“publish or perish”の流儀、あるいはカネをだしたら“領収書”をとという官僚精神を、何もわが総合研究所がまねることもあるまいに、と思う。

われわれのチームは対象とする国がイギリスであって、この国はスラフファのように20年に1本ぐらいしか論文を書かない学者を“perish”させることなく、大事に抱え込んできた国なのである。

スラフファは別格とせねばならぬとしても、私は、研究の発表さえ順調に行われていれば、「研究しています」という途中報告などは不要ではないか、む

しろ研究を妨げはすまいかと思っている。二年間の活動が終了してからで十分ではないか。それは、あたかも「自己評価」によって教育をきちんとやっているような錯覚に陥るに似ているのではないかという気さえする。貴重な時間と紙の無駄づかいではないかとも思う。こう書いてきたのも15枚が多すぎ、かつ今の段階ではどうまとめていいか、イメージが湧かぬ故の枚数稼ぎであり、以下もその類いの文章となるであろうことをお許しいただく。

2

われわれの研究チーム——「19世紀イギリスの思想・社会」——は昨年4月にスタートしたけど、実質的には6年前の1986年に発足した「ヴィクトリア朝文化の研究」チームとそれにつづく「近代イギリスの比較史的研究」チームの二つを継承する三代目といってよい。

研究会の名称からは「比較」が落ちたが、イギリスについてだけでなく、近代日本その他も視野にいられた比較的研究であること、文学、思想、社会、政治、経済の広範な領域にわたる学際的共同研究であるという基本的性格が変わりはない。

初代チームは松村昌家、村岡健次、中島俊郎(文)、田中真晴、高橋哲雄(経)で発足し、途中から渡辺孔二(文)、杉原四郎(経)が加わった。二代目チームはそれに田中秀夫(経)、安西敏三(経)が加わった。今回は、海外留学のため渡辺が、京大へ転出のため田中(秀)が、それぞれメンバーから脱け、代わって井野瀬久美恵(文)、高野清弘(法)が加わった。“国際性”と“学際性”の申し子のような初代以来の伝統はいっそう強化されたはずである。国際性といえば、松村は、昨年『パンチ』誌創刊150周年記念コンファレンスに招かれて訪英、名誉あるパンチ・テーブルにつくという栄に浴したのはご同慶のいたりであった。

3

今年度の研究会の記録は次のとおり。

第1回(5. 7) 高橋哲雄「歴史がつくった『辺境』——体験的アイルランド学序説」

第2回(7. 16) 安西敏三「福沢諭吉における文明開化——バククル、ミル、スペンサーとの関連において」

第3回(10. 1) 高野清弘「ホップズとキリスト教」

第4回(10. 22) 松村昌家「『パンチ』の1840年代」

第5回(11. 19) 中島俊郎「19世紀における風景

第6回(12. 24) 村岡健次「19世紀イギリスの売官性——陸軍士官の任官・昇任・退官」

第7回(1. 10) 小池 滋「英米文学と鉄道」

第6回(3. 6) 杉原四郎「グラッドストンと永井柳太郎」

うち、1月10日のゲスト・メンバー小池滋(東京女子大)の講演は、文学部英文学会との共催である。聴衆の動員という点では、この催しは成功だった。しかし、レギュラーの研究会の方は、メンバー外の参加が少ないのが悩みで、テーマによっては他研究会とのドッキングも考えねばなるまいかと思っている。

4

6年前の「ヴィクトリア研」の創成期には、せっかくこれだけの書き手が集まったのだから、このメンバーで本でも出そうとかという話が出たりもした。しかし実際には、個々のメンバーの生産力と市場性が余りに高く、次々に著作が出るので、却って足並みが揃わず、実践できないのが現状である。普通なら、誰かが必ず書けなくて足を引っ張り、本が出来ないのが通り相場なのだが。

この一年間のチーム・メンバーの業績を、単行本に限って紹介しておく。

松村昌家『ヴィクトリア朝小説における父と子』(編著) 英宝社

『日本文学と外国文学』(中西進と共編著) 英宝社
ディッケンズ『クリスマス・ブックス』(小池滋と共訳) ちくま文庫

村岡健次『イギリス史3』(木畑洋一と共編著) 山川出版社「世界歴史大系」

井野瀬久美恵『子供たちの大英帝国——世紀末。フーリガン登場』中公新書

杉原四郎『J.S.ミル研究』(山下重一・小泉仰と共編著) 御茶の水書房

『柴田経済学と現代』(公文園子・新田正則と共編著) 日本経済評論社

高橋哲雄『アイルランド歴史紀行』ちくまライブラリー

このほか、二代目研究チームのメンバーによる同期間の作品に次のものがある。

渡辺孔二『メービウスの帯——書き手スウィフト』山口書店

田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究——文明社会と国制』名古屋大学出版会

この研究会が長続きしているのは、メンバーがそれぞれの分野に明るく、何を訊かれても知っている(あるいは調べ方を心得ている)という便利さが第一である(蔵書家が多いのもありがたい)。知識や情報のギブ・アンド・テイクが盛んでありながら、粒が揃っていて、貸借の帳尻に大きなアンバランスがないことも、長続きの秘訣だろう(もっともこの点、私は例外で、あちこちに首を突っ込んで大きな借勘定を背負っている)。ボスがいると、まとまった仕事は出やすいが、長い目で見ると本当の活気は出てこないのが通例だから、お互い刺激を与え合っている現状は、私から見れば理想に近い。また、皆がタコツボ型でなく広い好奇心の持ち主であることも大きいだろう。特定のテーマを力を合わせて追求していくというタイプの共同研究ではなく、それぞれの力を伸ばしていくための共同研究なのだから、入会地のような部分はどうしても必要なのである。

「ECにおける国家と法」(研究No.34)

黒田 忠 史

7人のメンバー(森、平、石井、谷口、真山、小泉、黒田)で構成する我々の「共同研究チーム」は、平成3・4年度の研究期間の初年度をほぼ終えたところである。メンバー各自がEC(ヨーロッパ共同体)および加盟各国の法制についての個別研究を進めてきたのは当然のこととして、甲南大学総合研究所の共同研究であることの特徴を生かすために、公開研究会(甲南ECフォーラム)や講演会などに積極的に取り組んできた。少ない時でも数人、多い時には50人を超えるメンバー外参加者(大学の内・外の研究者、学生、市民など)をまじえての報告・討論(時に通訳)は、チーム・メンバーにとって正直なところ、ひと苦勞であった。しかし他方では、予想外の質問を受けるなど、仲間内での議論にはない刺激を受けることが出来たのではないと思われる。「難しかったが、大学の先生同志が真剣な議論をするのは初めて見た」、「討論を聞いているうちに、なるほどそういう問題もあるのか、と判ってきた」、「一般の市民の人達が熱心に質問する姿に感動した」、というのが学生たちの感想である。チーム・メンバーにとっても、これまで専門に近い研究者との共同研究や議論をすることはあっても、これほど多彩な顔ぶれで議論をたたくかわす機会は余りなかったのではないか。社会科学とりわけ法律学の専門分

化が進んでいることを改めて知ることになった次第である。繰り返し議論的となったのは、国際法と国内法との法的性格の相違、法的妥当性の根拠、実効性の担保、とりわけ国内法と抵触する場合の解決方法、といった問題であったように思われる。このような「法の本質」論に関わる根本的なアポリアに対しては、あるいはEC法の発展のなかに解決の糸口が見いだされ、新たなモデルとして提示される可能性があるのではないか、という意見も出ていた。

ここで、6回に及んだ「研究会」の内容を、字数の許すかぎり、簡単にふり返ってみたい。各報告者に要旨を書いて頂く方法もあるが、共同研究幹事の責任において主観的（視点を変えれば、客観的？）に総括する。一応、各報告者に内容上のチェックをして頂いたが、文責は専ら筆者にある。

◆第1回（1991年5月16日）メンバー報告「EC統合をめぐる法的諸問題」（本学法学部 黒田忠史）

資料として「EC法関係文献リスト」（大学生協書籍部邦文・欧文文献データ・ベース、各種文献目録、日本EC学会年報、等）を準備しEC研究の経緯と現状を概観した後、法史学の分野における「ヨーロッパ法の始源的統一性」をめぐる議論、とりわけ「ヨーロッパ法史研究所」（在Frankfurt/M.）の研究活動と問題意識について紹介した。また「'92年統合のための立法作業項目」の進捗状況やEC法の法源とその性格についても簡単に言及し、共通の認識を得るための材料を提供した。討論においては、「ヨーロッパの範囲」「EC法の実効性」「統合された旧東独へのEC法、特に租税法の適用状況」などが話題となった。

◆第2回（1991年6月14日）ゲスト講演「ECにおける会社合併規則」（ドイツ弁護士ボード・シャルル氏）

アンダーソン・毛利・ラビィノヴィッツ法律事務所所で研修中であったシャルル氏にお願いして、1989年12月21日に採択され1990年9月21日に発効した「会社合併に関するEC閣僚理事会規則No4064/89」についての公開講演会を開催した。氏は、EC法が国内法に優越し、EC法に関する事件についてはEC裁判所が先行決定権を持つことについて注意を促し、この所謂「EC合併規制法（競争法）」が、合併しようとする企業の世界全体での総売上高もしくは共同体全体での総売上高が一定の額を超える場合、EC委員会への届出を義務づけており、これにはEC域内に子会社を持ち営業しようと

する域外の企業のM&Aにも適用されること、祖のために、すでに日本企業数社も審査対象になっていること、等をドイツの弁護士事務所からファックスで取り寄せた最新の調査書類に基づいて解説した。そして、加盟国間で「目的」をめぐる理解に相違（EC企業の競争力の強化か、独占規制か）があること、国内法がより厳しい独占規制をしている国では、EC法の適用を受ける大企業の合併の方が容易になる場合があること等が、この「規則」の問題点であると指摘した。討論では、これらの論点に加え域外での合併に対する規制と制裁の効果、などが問題となった。

◆第3回（1991年7月11日）メンバー報告「ECの税制統合とフランスの位置」（本学経済学部 森恒夫氏）

ECの財政・税制については、加盟国間の財政・税制の「統合・調和」の問題と、EC独自の財政活動のための「調整」の問題とがある。前者については、各国の直間比率に見られるように、すでに租税構造自体が世界的に接近しつつある中で、EC税制統合がモデルとなる側面をもつ。とはいえ加盟国の拡大により困難が増加し、モデルとは程遠い折衷的解決が図られる可能性も大きい。「統合・調和」は、EC指令を加盟各国が法制化する形で進められている。しかし、直接税に関しては各国の改革に共通の流れはあるが、所得税についての提案はほとんどなく、法人税についての委員会提案（1966、1988年）に限られている。間接税では関税が最も進んでおり（域内関税撤廃・域外共通関税設定）、付加価値税（最低税率15%）と個別間接税についても歩み寄りが見られる。報告では更に、英・西独・仏・伊の戦後の税制改革と「統合・調和」の経過が詳論された。最後に、今後ECが、例えば包括所得税や総合支出税などの理想型をねらいつつ統合化を進めるか、それとも単に既成の税制の各国の違いをできるだけ減らして「調和」することで満足するのか、そのいずれかによって世界の税制のモデルとなるか否かが決まるようにも思われる、と述べて報告は結ばれた。討論では、「利子課税」「人头税」「環境税」などの今後の見通し、「売上税」と「付加価値税」の相違、法人税のインピュテーション化などについての質問が出され、説明が加えられた。

◆第4回（1991年10月3日）メンバー報告「ECにおけるガットの法的地位」（神戸商科大学商経学部 平覚氏）

わが国においては、憲法98条2項(条約及び確立された国際法規の誠実遵守義務)の解釈をめぐって学説上の対立があるが、多数説では国際法が国内法秩序に包括的に受容されており、効力の順位は「憲法>条約>法律」であると考えられている。しかし、個人が国内裁判所において「条約」を裁判規範として直接援用できるか否かについては、当該「条約」の性格によるとされる。「西陣ネクタイ訴訟」(昭和59年6月29日京都地裁判決、平成2年最高裁で確定)では、GATT(関税貿易一般協定)条項の直接適用可能性または“self-executivity”は認められなかった。このような扱いはアメリカ合衆国においても同様であり、その背景には、この国際協定が議会の承認を得られなかったために正式に批准されなかったことなどの歴史的・政治的な事実がある。ところが、ECにおいては1970年以降、EEC機関が単独で構成国に代位して多くのGATT条約を締結し、GATT上の権利・義務を行使している。そこで、GATT規定とEC法(EEC条約・規則など)、さらに加盟国の国内法(憲法・法律・判決など)の間の法的関係が深刻な問題となる。報告者はこの問題に関わる二つの事件(りんご輸入を制限するEC規則のGATT適合性、アルゼンチンの差別的租税慣行に対する制裁措置請求)についてのEC裁判所の判決とそれをめぐっての賛否両論を詳細に検討し、未解決の法的問題を多数残しつつも、ECが域内の個人(自然人・法人)に対して条約や国際法規に基づく直接訴訟の可能性への道を切り開きつつあると結論する。

討論では、GATT違反に対する制裁の方法、ECや各国の裁判所に国際条約の解釈権を与えることの当否、などをめぐって議論が闘わされた。

◆第5回(1991年11月28日)メンバー報告「EC税制統合に関連する国際的課税問題」(本学法学部谷口勢津夫氏)

まず、直接税の統合に関連する国際的課税問題としては、1990年7月23日にEC閣僚理事会が採択した三つの「指令」(ないし協約)が重要である。(1)国境をまたいだ合併・分割・資産譲渡・株式交換に関する指令は、これまで加盟各国の税制で内国法人について適用されていた合併等に関する税負担軽減措置をEC法のレベルでも実施し課税原則の調整を行う。(2)親子会社の課税に関する指令は、子会社側の配当源泉税を廃止し、親会社側の受取配当の益金不算入・外国税額控除の限度額撤廃を行う。(3)移転

価格税制適用に伴う二重課税の排除のための仲裁手続に関する協約(Convention)は、税負担の極小化を目的とした関連企業間の移転価格操作に対抗した課税方法とその結果生じうる二重課税の場合の仲裁手続きを定める。間接税の統合に関連した国際課税問題としては、(1)消費税の課税主体をめぐる消費地主義か生産地主義かの対立、(2)国境管理完全撤廃(1993. 1. 1)にともなう付加価値税清算制度の確立が問題となっている。ECと域外国との間の国際課税問題については、「新独米租税条約」(1990年9月)が締結され、Treaty Shopping(第三国の企業による条約利益の横領)防止策や仲裁手続きを取り決められたことが注目される。いずれも、わが国の対外・国内政策に深い関わりを持つ問題である。質疑では、“Convention”の性格、仲裁手続きとその決定を強制する手段、脱税と節税の相違、税法学の特徴、などが話題になった。

◆第6回(1992年1月14日)ゲスト講演「ドイツにおける環境保護」(大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館領事 ペーター・ファーレンホルツ氏)

第3回研究会の討論の中で話題になり、質問者の学生にも約束していた「ECの環境政策」についての公開講演会を、最後の講義日ぎりぎりに開催することが出来た。講師を探すのに難儀したが、ちょうどファーレンホルツ氏が名古屋大学で上記のテーマで講演されたと聞き即座にお願いしたところ快諾を得た。国境を越えた大気や河川の汚染、有害廃棄物の輸出と隠蔽、チェルノブイリ・パニックなどを体験したヨーロッパ人が悲壮な危機感をもって環境保護・資源リサイクルに取り組んでいること、等がドイツの体系性をもって語られた。講師に対する質問事項としては、環境教育の実情、行政への住民参加の法的手続き、日本の政治過程を見ての印象、等が出された。最後の点については、日本よりヨーロッパの方が、量的成長・発展よりも「生活の質」を重視する方向への意識の転換が進んでいるのではないかと、という控えめな感想が述べられた。

◆なお、法学部主催の「国際交流・公開講演会」として、4月30日には、ハーゲン大学法学部教授U・アイゼンハルト氏の講演「ドイツにおける法の統一と同化の問題性」、10月19日には、ケルン大学法学部教授H・ブリュッティング氏の講演「EC統合とドイツ弁護士制度の変容」が開催された。いずれも、100人近い学生・市民の参加があったが、後者は、兵庫EC協会主催の「ECウィーク」に協賛する学

術講演会をも兼ねた。関西一円からの民事訴訟法学者の他に、大阪弁護士会「外国法事務弁護士問題委員会」所属の2人の弁護士の参加もあり、白熱の討論が交わされた。紙数の関係で、その内容は割愛せざるをえない。上記いずれのテーマも重要な問題であり、ECの動向に注意を払いつつ今後引き続き研究を深化させていくことになるが、他のメンバーの研究報告も予定されている。また、公開研究会などへの参加者（特に私法・経済法関係）の間から「ECにおける会社経営と法」と題する新しい研究チームを発足させる気運が高まっていると聞く。今後は、公法・私法相互の連携を図りつつ、より多角的な「EC法研究」を蓄積していく所存である。

(1992. 3. 1 提出)

『現代と芸術』（研究No.35）

森 茂 起

本研究会には、哲学、文学、心理学などの研究者が、芸術への関心という共通項によって集まっている。初年度は、20世紀の文化に大きな影響を与えたフロイトと芸術の関わりを論じることで、メンバー間の接点を探っている。また多くの学生、大学院生の参加を得て、異文野にわたる学生、教員の交流の場ともなっている。以下に研究会で行われた発表の要旨を報告する。

第1回研究会（5.15） 港道 隆 「フロイト芸術論のパラダイム」

フロイトは、夢と芸術作品との間にアナロジーを設定することによって、精神分析を芸術へと「応用する」道を開いた。この「応用」の意味するものは何か？ここでは、一方で、芸術家、とりわけ文学者は心的過程について、伝統的な精神医学や心理学よりも確かな認識を有し、精神分析の先駆でさえあるという賞賛と、その一方で、作品の読解を通して文学者を神経症者とのアナロジーにおいて分析するという二重の身振りが問題である。フロイトによれば、そのような認識や知は、心的葛藤に敏感で抑圧に失敗する人々—原始的な人、精神を病む人、迷信深い人、そして芸術家—が感得するもので、概念的な把握とは異なり、神話や妄想、そして作品へと昇華されるに過ぎない。芸術家は創造することによって、創造的に歪曲した形で抑圧を一時的に解消しているのである。芸術家は創造者として神の代理物であり、父の形象でありながら、その実、想像上の父親殺しに終始する「子供」あるいは一人立ちできない神経

症者に比較しうることになる。ここでフロイトは、芸術家・文学者が間接的に見せるにすぎない知の真理を開示すると主張することによって、「真の」父親殺しをなし遂げるのである。芸術家が心的過程についての知の多くを精神分析にもたらしたことを認めるフロイトの、この精神分析の文学的・芸術的な「父」に対するアンビヴァレンツこそ、「応用」の意味するところである。

第2回研究会（6.27） 森 茂起 「フロイトのドストエフスキー論をめぐって」

フロイトは「ドストエフスキーと父親殺し」という比較的小さな論文で、ドストエフスキーの賭博癖について述べている。彼によればドストエフスキーの人格は、厳格な父親に由来する厳しい超自我によって特徴付けられる。賭博癖は罰を受けることへの願望の現れであり、ドストエフスキーは、負けることによってその願望が満たされてはじめて罪悪感から自由になり、創造活動を行うことができた解釈された。しかし賭博には、ここで展開されているエディプス・コンプレックス理論では説明の出来ない、嗜癖としての性格がある。自我が環境から分化する以前の自らの欲望が即時的に満足されていた一次愛の状態への憧憬にそれは由来している。ここで芸術を、失われた一次愛の世界を自らの手で再創造する行為と解すれば、ドストエフスキーの賭博行為と創造活動は、両者とも同じ源泉から発したものと考えることができる。だが、人間存在を根本的に「生の欲動」と「死の欲動」の戦いの場と考えたフロイトには、芸術を「一次愛」の世界の実現と見ることはできなかった。これら二つの解釈の対立は、フロイト理論の根本に関わっているのである。

第3回研究会（7.23） 斧谷彌守 「フロイト『不気味なもの』について」

ドイツ語の“heimlich”という語は、「家に属する、馴染みの」から「隠された、認められた」を経て「不気味なもの」へ至るといふ、不可解な意味の広がりを示す。最後には、“unheimlich”の意味と一致してしまうのである。反対語である筈の“heimlich”と“unheimlich”の意味が一致するという奇妙な現象はなぜ生じるのか。フロイトは、ホフマンの短編『砂男』を素材にしつつ、この謎を解いていく。主人公のナターナエルは幼少時に、コペリウスという人物に自分の目玉を奪われそうになったことがある。大学生となったナターナエルは、オリンピアという自動人形に惚れてしまい、ついには、コペリ

ウスの眼前で「すてきな眼玉」と呼びつつ狂死する。フロイトによれば、幼少時の、眼玉を奪われそうになるという体験は、去勢コンプレックスの表れであり、抑圧されたこのコンプレックスが後に不安として帰ってきた、というのである。つまり、幼少時に「馴染みの」ものだった去勢コンプレックスが抑圧によって温存され、「不気味な」不安という形の反復強迫が形成されてしまった、「馴染みの」(heimlich)ものが抑圧されて(un)「不気味な」(unheimlich)なものが形成された、というわけである。だがそこには、眼玉を一義的に「男根」と同定できるのか、眼玉には人間の「想像力」と結びつくという面があるのではないか。フロイトがナルシシズムの対象だとする自動人形オリンピアは、むしろ、読者(ナターナエル)によって魂を吹き込まれる「芸術作品」を含意してはいないか。等々の問題点が残るだろう。

第4回研究会(11.21) 吉岡 洋「レオナルド・ダ・ヴィンチの唇」

S・フロイト『レオナルド・ダ・ヴィンチの幼年時代のある思い出』は、天才レオナルドの自然に対する強烈な探索活動を可能にした心的メカニズムを、彼自身が記してある幼年期の空想的な記憶を手掛かりとして、母親との強い幼児性愛的接触、同性愛的傾向、欲動の知性への見事な昇華として分析しようとしたものである。その際興味深いのは、フロイトがレオナルドの思い出にあらわれる秃鷹を、古代に起源を持つ両性具有的なシンボルとして解釈していることである。J. スペクター他が指摘しているように、ここにフロイトの分析の文献学的難点も

あると同時に、精神分析の持つ根本的認識論的な問題も現れている。つまりレオナルドを分析するフロイトの理論は、同時にフロイト自身の自己分析でもあり、さらにはエディプス・コンプレックスの理論そのものの人類史的自己解明をも含んでいるのである。われわれは少なくとも、天才や芸術創造の秘密は理論によって到達不可能だとするロマン主義的な幻想(それ自体が精神分析の対象であろう)から自由にならなければならない。

第5回研究会(1.8) 上村くにご「夢判断とアンドレ・ブルトン」

1900年の『夢判断』の出版は、精神分析学上のみならず、芸術実践の上でも重大な出来事だった。フロイトより40才年下のブルトンは、20才のとき『夢判断』を知って夢中になり、フロイトの患者の独言のように、主体の批判的精神に判断を下されることのない、それゆえどんな言い落としにも妨げられない、できるだけ正確な形に語られた「思考」を文学テキストに移行させようと企んだ。それはまずスーポーとの共著『磁場』で実現した。

24年には『溶ける魚』が出た。32年にはシュールレアリズム運動に係わっている人から50の夢を集めた『通底器』を企画して、フロイトに協力を求めるが、フロイトは当然のことながら「夢が展開される状況についての情報もなく、夢主の連想も欠いた、夢の単なる収集には興味がありません」と断った。フロイトとブルトンとの一時的な交差とその後の反目をたどることは、芸術と精神分析との関係を考える格好の拠り所となるだろう。

平成4年度研究課題およびチーム

研究課題 (No.36) 日本経済と企業文化

●研究内容の概要

戦後日本の経済発展の中核をなしてきたのは、自動車産業 etc.をはじめとする輸出関連企業であった。ところが、近年になってJapanバッシングが生じ、日本の企業のあり方が世界の資本主義発展のなかで極めて特異な位置を占めているということが言われるようになった。例えば系列化、特異な株式市場、年功序列型賃金と終身雇用がそれである。本研究チームでは、このような日本企業のあり方の功罪をさぐり、Economic Japanの本質に迫りたいと考えている。

●研究の特色

日本経済の核心部、すなわち資本同士の交換転変様式、資本と労働の交換様式を総体としての日本文化との

相互依存において捉えようとする。その意味で、経済学のみならず、日本文化の風土論や経済法など広い範囲にわたる専門家の総合的研究を展開する。この点に本研究チームの特色がある。

●総合研究として研究することの必要性

例えば、日本の企業の強さを研究するためには、最低限、企業戦略論や株式会社法や、企業の文化戦略という分野での研究者がどうしても必要になる。文・経済・経営・法各学部の教員の参加が必須条件である。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

○大津 真作（文） フランスのレギュレーション理論と法人資本主義

杉村 芳美（経） 日本の企業文化の特色と労働様式の一般的考察

小松 陽一（営） 企業戦略の日米比較

藤本 建夫（経） 総体的交換の場としての市場の歴史的考察

研究課題（No.37） ジェンダーと社会

●研究内容の概要

本研究は過去2回、延べ4年にわたる共同研究（「女性と人生」、「女性と社会」）の成果を踏まえ、そこで試みられた社会のなかの女性に関する研究を、ジェンダーというタームによってさらに掘り下げ、これまで以上に学際的、総合的研究を深めることを目的とする。研究チームの構成員は6名。各研究者の研究課題は下記の分担表の通りである。

●研究の特色

- 1) 文・経・法の3つの学部の専任教員を構成員として計画され、各自の専門知識や分析、方法論などを学際的、総合的に再構成した研究であること。
- 2) ジェンダーという社会的・文化的概念を基軸とすることによって、女性だけではなく、男女両性、及びその間の複雑な関わりを、一社会にとどまらず、国家、民族の枠を越えて研究しようとする比較の視点が盛り込まれていること。
- 3) 必要に応じて、他の研究機関や研究者との交流を行うこと。

●総合研究として研究することの必要性

ジェンダーという言葉の射程は極めて広い。端的にいえば「ジェンダーgender」とは、「性sex」という言葉では網羅できない（あるいは語弊を招くような）男女両性の間の複雑な関わりを対象とする、社会的・文化的な概念であり、社会の全活動領域が関与する問題を含むとともに、国家や民族、階級など人びとを分け隔てる他の概念やタームを超越する言葉でもある。それゆえに、ジェンダーと社会の関係、そこに派生するさまざまな問題を正しく把握するためには、社会学や歴史学、経済学、法学、心理学、文学、美学、さらには生物学、人類学、民族学などにおける研究成果との関連づけが必至である。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

丸田 隆（法） ジェンダー・ディスクリミネーション (gender discrimination)

道之前允直（理） 生化学における性別決定機構の現状紹介

佐藤やよひ（法） 代理母 河合 俊雄（文） ジェンダーとイメージ

吉岡 洋（文） ジェンダー組み換え技術 ○井野瀬久美恵（文） 大英帝国のなかのジェンダー

研究課題（No.38） 戦後日本の金融政策と国際化

—対外・対内金融規制と日本銀行の通貨管理政策—

●研究内容の概要

為替管理等の対外金融規制および金利規制等の対内金融規制政策が狭義の金融政策をいかに規定したかという問題を、とくに対外金融規制の段階的推移（IMF14条国時代、8条国時代、そして変動相場移行後）に注

目しつつ、その各段階ごとに明らかにしたい。時期的には第2次対戦終了から日米円ドル委員会までを対象とするが、とくに昭和20年代末の金融政策の復活以降を主な考察対象とする。また、政府、日銀の金融政策は、成長と安定の観点から見て概ね成功的であったと評価されているが、不適切さの目立つ重要な事例もあり、両面を過不足なく考察したい。

●研究の特色

金利規制等の対内金融規制が日銀の通貨管理政策に与えてきた影響は、従来相当に究明されてきた。しかし為替管理者等の対外金融規制が日銀の通貨管理政策にどのような影響を与えてきたか、またその経済全体への影響如何、という明確な問題設定とその角度からの一貫した分析は欠如していた。本研究はこの角度から戦後日本の金融政策を考察しようとする点に特色がある。

●総合研究として研究することの必要性

戦後日本の金融政策の全体像を明らかにするには、専門の研究分野が細分化されつつある現在では、研究者一人の力では不可能であり、隣接する分野の研究者が協力して、総合研究を行う必要がある。山本は国際金融特に基軸通貨論を研究してきた。中島は日本の国際管理政策を研究してきた。一ノ瀬はイギリスとの比較で日本の公債と金融政策を研究してきた。田中は日本の戦前・戦後の金融政策史を研究してきた。この四人のこれまでの研究成果を踏まえて、戦後日本の金融政策の全体像を、国際化との関連で共同研究を進めることに意義がある。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

○山本 栄治（経） 戦後「貿易・為替管理体制」の確立、貿易為替の自由化と国際収支構造の変化

中島 将隆（経） 人為的低金利政策と国際管理、金利自由化と国際資本移動

一ノ瀬 篤（岡山大学経済学部・本学非常勤講師） 金融政策の復活と金融「正常化」、通貨管理手形の管理

田中 生夫（岡山大学名誉教授） 高度成長期の日本銀行金融政策

研究課題（No.39） 環境人間学の研究

●研究内容の概要

現代社会における切実な問題は、環境と人間性の問題である。環境破壊は、今や外的な広がりにとどまらず、内的な環境にもおよび、生命全体の存在基盤を崩しつつある。そこで、自然環境、社会環境、人間環境の次元で、環境の諸問題について学際的に取り組む。つまり、40億年の生命の歴史と環境から始まって、現代人の「環境と人間性」をテーマとして研究し、21世紀にむけての展望を明らかにする。

●研究の特色

自然環境、社会環境、人間環境のそれぞれの分野において活躍している研究者が集まり、「環境」「社会」「人間」「人間性」などのタームについて、共通の知的基盤を確立する。

論じられたタームを使用して、「環境と人間性」についての論理と倫理の体系を構築する。

その成果を現場の教育に生かし、社会に還元する。

●総合研究として研究することの必要性

近年まで文化、言語、記号などが、学問を包括する論理と考えられてきたが、健やかな21世紀を望むに当たって、形式論理のみでなく、その中に実質の「いのち」が吹き込まれた研究が不可欠である。その意味で、形式的側面と実質的側面が交差する研究の場として、「環境人間学」の研究が緊急に必要となる。

●研究チームと研究の分担（○は研究幹事）

藤田 晃（理） 地球環境の変遷

久武 哲也（文） 環境利用の文化地理学的研究

日下 譲（理） 水の環境問題

中村 運（理） 環境と生物の適応

好廣 眞一（龍谷大学） ニホンザルの生態と自然環境

槌田 劭（精華大学） 有機農業と共生

柳田 侃（経） 発達途上国の開発と環境

高橋 哲雄（経） 産業公害と環境

潮海 一雄（法） 法と環境

石井 昇（法） 環境行政と法

北村 真（弁護士） 環境をめぐる法務実務

今井佐金吾 (神戸市環境保健研究所) 都市環境の現状と未来

森田 三郎 (文) 環境認識の文化比較論

里見 軍之 (大阪大学) 生活世界と現象学

高阪 薫 (文) 民族・文学と環境

谷本 泰三 (甲南大学名誉教授) 文学と海

中川 米造 (大阪大学名誉教授) 健康と環境医学

杉林 稔 (精神科医) 文化と精神病理

小谷 英子 (大阪大学) 精神形成と環境

○谷口 文章 (文) 人間と環境

鈴木 善次 (大阪教育大学) 科学文明と人間環境—環境教育の視点から—

赤尾 整志 (グローバル環境文化研究所) 青少年の学校教育—環境教育の過去と現状—

研究課題 (No.40) 「E Cにおける会社経営と法」

「E C企業法」並びに会社経営に関連する、ヨーロッパ共同体と加盟各国の法制の特色とその実態を、わが国のそれらと比較して、学際的・比較法的に研究する。

●研究内容の概要

欧州では現在、「E C市場統合の完成」をめざす努力がねばり強く続けられている。その背景には、経済や企業競争力の面で日本や米国にやや遅れをとっているというE C側の危機意識がある。東欧革命、ドイツ再統一、ソ連邦解体といった激動のもたらした新たな諸困難にもかかわらず、去る(1991年)2月7日には、「マーストリヒト条約(E C新憲法)」も調印されるに至った。

「経済統合」の課題と密接に関わる「会社法」「経済法」「国際取引法」「保健法」などの分野においても、すでに多数の「指令」や「規則」が提案・採択され、加盟各国の法制もそれに合わせて調整されつつある。日本企業にとっては、3億2千万人の人口を抱え、さらに一層の拡大が予想される「巨大市場」への適切な対応が必要となっている。とりわけE C域内での経済活動を円滑に進めるためには、様々な分野の法制度と運用の実態、その基礎にある「法的・制度的伝統と理念」についての周到な調査が不可欠である。本研究チームは、このような問題に対し学際的な研究方法でアプローチし、学問的に寄与していくことを課題とする。

●研究の特色

「国境を越えた自由な経済活動の維持・促進」と「ヨーロッパ経済的発展、競争力の強化」という二つの目的を調和的に達成するために、E C諸機関と加盟各国の政府が域内・域外の企業活動に対して、どのような法的規制措置をとろうとし、具体的にそれがどのような形で現れているのかを、E C法と加盟各国法、および企業活動の実態に立ち入って研究する。このような研究は、我が国の法制度の研究にとっても、国際取引を促進しようとする経済界、ひいては各界の国際交流に対して寄与できるであろう。そのためにも、学内・外のE C法・ヨーロッパ各国法の研究者はもちろん、ヨーロッパ進出企業・各種交流団体・諸機関との、研究上での連携をすすめる。

●総合研究として研究することの必要性

以上のような研究を進めるためには、膨大な量の関係資料・文献・法令・判決集などの調査が必要になる。これまで、個々の研究者は、各自の専門分野について深く沈潜せざるをえなかった。そのため、資料の収集も散発的にしか出来なかったが、総合研究所の研究チームとして「研究会」などを組織することによって、相互に研究活動の交流を進め、系統的に資料収集を行い、互いに刺激を与え合うことが出来ると思われる。また、ヨーロッパ研究にたずさわる学内・外の研究者、とりわけ、先行の「『E Cにおける国家と法』研究チーム」と協力して、甲南大学における開かれた「交流の場」を設けて行きたい。

●研究チームと研究の分担 (○は研究幹事)

○山口 賢 (法) E Cにおける企業結合規制

加藤 徹 (和歌山大学経済学部) E Cにおける保険制度

笹井 昭夫 (法) E C独占禁止法の現状 山本 栄治 (経) E C通貨統合の現状と問題点

山口 純夫 (法) ヨーロッパの製造物責任法 佐藤やよひ (法) E Cにおける国際私法

山田 純子 (法) フランスにおける証券取引規制